

議題(1) 前回の指摘事項について

(第2回策定委員会)

指 摘 事 項	整 理
① 地域生活支援拠点については、地域自立支援協議会の中で議論することが必要だと考える。	地域生活支援拠点については、この圏域内の重要な課題であり、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の中で圏域内の事業所の役割分担について協議していきます。
② 入院中の精神障害者の地域生活への移行については、地域生活に定着するための継続的な支援が重要な課題であり、文言を盛り込んでほしい。	障害福祉計画P5を「地域生活の定着継続支援」と変更します。
③ 概要版P2(2)の基本方向の「障害のある人の地域社会への支援体制の充実」の文言がわかりづらい。	上位施策である本市の総合計画の表記を用いているため、今回の計画の中では現状の表記のままとします。 次回の総合計画を策定する際に、わかりやすい表記を求めたいと考えます。
④ 国の指針の中で、生活介護、就労継続支援B型、施設入所の見込量については、「継続入所者の数を除く」となっているが、算定はどのように行っているのか？	継続入所者については、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所し、改正後も引き続き入所している方と定義されています。 本市には、対象者は0名となっています。
⑤ 概要版P5の「放課後等訪問支援」は「保育所等訪問支援」の誤りでは？	誤表記のため、修正いたします。
⑥ 概要版P3(3)についてはこれから重要な部分であると考えられる。「地域で安心して暮らせるために」等の文言を入れてほしい。	文言の追加を行います。
⑦ 障害者差別解消法の関係で、計画に盛り込んだ部分はあるのか？	来年度に作成予定の「障害者福祉計画」の中に、各課と協議を行いながら盛り込んでいきたいと考えています。
⑧ 障害児福祉サービスについて両親や育成を担っている人の支援を盛り込むべきでは？	障害福祉計画P31に掲載している自発的活動支援事業であるピアサポート等の周知に努めます。

指 摘 事 項	整 理
<p>⑨ 障害児福祉サービスについては、利用者を増やそうとしても事業所側の事情もあり、受け入れられない場合もある。</p> <p>問題点を把握して助成などを行ってほしい。</p>	<p>圏域内に事業所は増えていますが、療育の質の向上や研修・問題点の共有が必要だと考えています。</p> <p>問題点の把握については、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の療育システム協議会で協議を行っていきたいと考えています。</p>
<p>⑩ 今は親族後見のなり手が少ない。社会福祉協議会などで法人後見活動ができないか。</p> <p>後見人の育成も重要だと考える。</p>	<p>現状では、1市単独で後見人の育成事業は困難であり、圏域やもっと広域での検討課題であると考えます。</p>
<p>⑪ 意思疎通支援事業について、生活に密着したホワイトボードの設置やICTの活用などを実施してほしい。</p>	<p>県聴覚障害者サポートセンターで行っているICTを利用した手話通訳ができるようにします。</p> <p>窓口でも、ホワイトボード等を利用して筆談でのやり取りを行います。</p>
<p>⑫ 公営住宅のグループホームの推進をお願いしたい。</p>	<p>公営住宅のグループホーム化は、公営住宅に空き室がない状況を勘案すると明記は困難であると考えます。公営住宅については、障害者世帯の優先入居を行っており、計画に明記したいと考えます。</p>